

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の追加項目について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出を行う際には下記の項目を追加してください。

以下に示す運営規定は記載例であり、各事業所の実態に応じた規定とし、内容を理解した上で作成してください。

運営規定の記載例	作成にあたっての留意事項
<p>その他運営に関する重要事項 （地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）</p> <p>第〇〇条 事業所は「障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。</p> <p>（１）相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能</p> <p>（２）緊急時の受け入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入態勢等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能</p> <p>（３）体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助や日中活動系サービス等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能</p> <p>（４）専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる人材の養成を行う機能</p> <p>（５）地域の体制づくり 地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能</p>	<p>（１）～（５）の役割は例であり、地域生活支援拠点等の整備単位ごとに実情に応じて、実際に担う機能を記載してください。</p>